

タンクローリを廃棄する場合の注意事項 ！

自動車リサイクル法(正式名称:使用済自動車の再資源化等に関する法律)において、タンクローリは対象外となっておりますが廃棄する場合は、下記に示す内容を遵守の上お願いいたします。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
の第三条において

”事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を
自らの責任において適正に処理しなければならない”

と書かれています。

従って
タンクローリを廃棄する目的で引取業者に渡す場合
タンク内及び、配管内を洗浄して
解体時に、液体の害がない事を確認後
引取業者に渡してください。
洗浄後の洗浄液は適正な方法にて処理願います。

自家にて洗浄出来ない場合は、許可を受けた洗浄業者に依頼するなどして、上記により処理方願います。

また、タンクローリを引取業者へ渡す際には、
「最終積載物の名称、性状等」を明示して下さい。